

添付法令資料 3 :

シャリーア商業銀行及びシャリーア事業体に対するシャリーア・ガバナンスの適用
に関する2024年2月15日付インドネシア共和国金融サービス庁規則No. 2 (目次)
同月 16 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 シャリーア原則及びシャリーア・ガバナンスの枠組みの適用 (第 2 条ないし第 7 条)
- 第 3 章 DPS (シャリーア監督委員会)
 - 第 1 節 DPS の地位、数量及び基準 (第 8 条ないし第 11 条)
 - 第 2 節 DPS の独立性 (第 12 条及び第 13 条)
 - 第 3 節 DPS の任期、任命及び解任 (第 14 条ないし第 18 条)
 - 第 4 節 DPS の職務、責任及び権限 (第 19 条ないし第 28 条)
 - 第 5 節 DPS の職務遂行に対する取締役会及びコミサリス会による支援 (第 29 条)
 - 第 6 節 DPS 会議 (第 30 条ないし第 32 条)
 - 第 7 節 DPS の透明性に係る側面 (第 33 条及び第 34 条)
 - 第 8 節 DPS の報酬 (第 35 条)
 - 第 9 節 行政処分 (第 36 条)
- 第 4 章 シャリーア・コンプライアンス、シャリーア・リスク管理及びシャリーア内部監査の機能並びにシャリーア・ガバナンスに対する外部監査
 - 第 1 節 シャリーア・コンプライアンス機能 (第 37 条)
 - 第 2 節 シャリーア・リスク管理機能 (第 38 条)
 - 第 3 節 シャリーア内部監査機能 (第 39 条)
 - 第 4 節 シャリーア・ガバナンスに対する外部監査 (第 40 条)
 - 第 5 節 行政処分 (第 41 条)
- 第 5 章 シャリーア・ガバナンスの実施報告及びシャリーア・ガバナンスの適用の評価
 - 第 1 節 シャリーア・ガバナンスの実施報告 (第 42 条)
 - 第 2 節 シャリーア・ガバナンスの適用に対する銀行による自己評価 (第 43 条)
 - 第 3 節 行政処分 (第 44 条)
- 第 6 章 シャリーア原則を遵守しないことに係るフォローアップ (第 45 条)
- 第 7 章 雑則 (第 46 条)
- 第 8 章 経過規定 (第 47 条及び第 48 条)
- 第 9 章 終則 (第 49 条ないし第 53 条)